

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号：微002
- (2) 請負件名及び数量：米国ベクトン・ディッキンソン・アンド・カンパニー社製 FACS Aria IIセルソーター-5レーザー (Special Order・S/N:P650036K0001)修理 一式
- (3) 請負期間：令和3年1月9日から令和3年2月26日
- (4) 保守の場所：国立大学法人大阪大学 微生物病研究所 情報伝達分野

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1
国立大学法人大阪大学 微生物病研究所会計係
電話 06-6879-8270
- (2) 仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (4) 見積書提出期限
令和3年1月8日(金) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕様書

請負の表示: 米国ベクトン・ディッキンソン アンド カンパニー社製 FACS Aria II セルソーター5レーザー (Special Order・S/N:P650036K0001) 修理 一式

本請負は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所に設置する下記システム一式が、正常かつ円滑に作動するよう修理するものであり、受注者は、熟練した技術者を出張させ、下記により入念確実に作業を行うものとする。

仕様

1. 修理機器の構成

米国ベクトン・ディッキンソン アンド カンパニー社製 FACS Aria II セルソーター5レーザー (Special Order) 一式

2. 修理期間

令和3年1月9日～令和3年2月26日

3. 修理要領

(1) 次の手順で修理作業を行うこと。

- ① UV Laser が発振しないことの確認作業
- ② 動作確認作業後、UV Laser (UV Laser System G2 355-60 SORP Aria II) 交換作業
- ③ CST による BaseLine 設定および動作確認

(2) 受注者は、修理作業完了後、以下の事項を記入した完了報告書を国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に提出するものとする。

- ① 修理部分の異常の確認について
- ② 交換部品の品名及び数量
- ③ 修理の詳細

(3) その他詳細は、本学職員との協議によるものとする。

4. その他

(1) 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(2) この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：微002

調達件名：米国ベクトン・ディキンソン・アント・カンパニー社製 FACSria IIセルソーター5レーザー
(Special Order・S/N:P650036K0001)修理 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物 品 修 理 契 約 書 (案)

修理すべき物品の表示 米国ベクトン・ディッキンソン アンド カンパニー社製 FACSria IIセリクター5レーザー
(Special Order・S/N:P650036K0001)修理 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学 微生物病研究所 所長 岡田 雅人と受注者 と
の間において上記の修理 (以下「修理」という。) について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて修理を行うものとする。

第2条 本契約に基づく修理物品 (以下「本物品」という。) は、国立大学法人大阪大学 微生物病研究所において引き渡しをするものとする。

第3条 修理は、微生物病研究所 本館3F 情報伝達分野・培養室においてこれをするものとする。

第4条 受注者は、本物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第5条 修理の着手時期は、2021年1月9日とする。

第6条 修理の完成期限は、2021年2月26日とする。

第7条 受注者は発注者に対し、修理完成通知書を国立大学法人大阪大学 微生物病研究所 会計係に送付する方法で交付するものとする。

第8条 請負代金は、修理の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準に準拠するものとする。

第10条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方が各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学 微生物病研究所

所長 岡田 雅人 印

受注者

印